

○経済産業省告示第二号
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
経済産業大臣 林 幹雄
環境大臣 大塚 珠代

- 一 名称 麒麟麦酒株式会社
- 二 住所 東京都中野区中野四丁目一〇番二号
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	茶色	五〇〇ミリリットル	四七〇グラム	ビール用	平成十五年三月経済産業省告示第一号 図第六のとおり

- 一 名称 サツポロビール株式会社
- 二 住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番一号
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	茶色	五〇〇ミリリットル	四七〇グラム	ビール用	平成九年八月厚生省告示第一号 図第十八のとおり

- 一 名称 サントリービール株式会社
- 二 住所 東京都港区台場二丁目三番三号
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	茶色	五〇〇ミリリットル	四七〇グラム	ビール用	平成九年八月厚生省告示第一号 図第二十一のとおり
ガラス	茶色	三三四ミリリットル	三三五グラム	ビール用	平成九年八月厚生省告示第一号 図第二十二のとおり

- 一 名称 アサヒビール株式会社
- 二 住所 東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	茶色	五〇〇ミリリットル	四七〇グラム	ビール用	平成九年八月厚生省告示第一号 図第二のとおり

○文部科学省告示第六十五号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第一条の二第二項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、一七三元	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七二一元	一三、五八九円
三十歳以上三十五歳未満	六、一三九円	一六、三二二円
三十五歳以上四十歳未満	六、五七一円	一八、八〇三元
四十歳以上四十五歳未満	六、七五〇円	二一、三五五円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六五円	二二、九二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、七三八円	二五、二一四円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇五七円	二四、七四七円
六十歳以上六十五歳未満	四、九一六円	一九、九三五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、五七九円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二〇七円

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

○文部科学省告示第六十六号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第十二条第二項並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乘する率を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩